

平成 30 年 8 月 7 日
30 文科高第 328 号
社援発 0807 第 5 号

各
都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
社 会 福 祉 士 学 校 及 び 介 護 福 祉 士 学 校
を 置 く 国 公 私 立 大 学 長
関 係 団 体 の 長
地 方 厚 生 (支) 局 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
殿

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 5 条に基づく報告の様式について」
の一部改正について

今般、「社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 5 条に基づく報告の様式について」(平成 22 年 3 月 25 日付け 21 文科高第 880 号文部科学省高等教育局長、社援発第 0325 第 11 号厚生労働省社会・援護局長通知)を別添のとおり改正し、平成 30 年 8 月 7 日より適用することとしたので、御了知の上、円滑な実施について特段の御配慮をお願いします。